

平成30年度第3回鳥取県総合教育会議資料

出席者名簿 1

資料 1

『鳥取県の「教育に関する大綱」』改訂素案について 2

資料1-1

＜改訂素案＞鳥取県の「教育に関する大綱」（2019年度策定） 3

資料1-2

鳥取県の「教育に関する大綱」の改訂素案（体系図） 10

資料 2

子どもたちの学びの場づくり（不登校対策）について 11

資料 3

県立美術館整備の取組状況について 15

元気づくり総本部とっとり元気戦略課

教育委員会教育総務課

出席者名簿

鳥取県教育委員会

氏名	職名
山本 仁志	教育長
中島 諒人	教育長職務代行者
若原 道昭	教育委員
佐伯 啓子	教育委員
鱸 俊朗	教育委員
(欠席) 佐藤 淳子	教育委員
田中 規靖	理事監兼博物館長
森田 靖彦	次長
足羽 英樹	教育次長

鳥取県

氏名	職名
平井 伸治	知事

有識者

(五十音順)

氏名	職名
青戸 忍	・医療法人養和会 養和病院 医療相談室長 ・鳥取県精神保健福祉士会 事務局長
石原 太一	・進路指導塾ドリームラーナーズ 代表
大羽 沢子	・鳥取大学医学部附属病院子ども心の診療拠点病院推進室 臨床心理士
(欠席) 上萬 貴志	・社会福祉法人鳥取福祉会 運動指導員
津島 望	・鳥取県PTA協議会 理事
長曾加 奈子	・若葉学習会専修学校 講師
横井 司朗	・学校法人鶏鳴学園 理事長 ・全国専修学校各種学校総連合会 理事

事務局

氏名	職名
加藤 礼二	元気づくり総本部長

『鳥取県の「教育に関する大綱」改訂素案について

平成31年1月18日
とっとり元気戦略課

➤ 改訂の方向性

- PDCA サイクルを毎年回す現在の構成（第一編、第二編（毎年改訂））を継承
第一編「中期的な取組方針」、第二編「重点取組施策、数値目標」といった二部構成とし、第二編は毎年改訂することでPDCA サイクルを回す現在の枠組みを継承。
- 県教育委員会が策定する「鳥取県教育振興基本計画」の内容を網羅
県教育委員会が改訂作業を進めている次期「鳥取県教育振興基本計画（H31 から 5 年間）」（H31. 3 月策定予定）の取組の方向性などについて、基本的に、すべて教育大綱に反映。
- 社会状況の変化や本県教育の現状、課題等を踏まえて取組方針を設定
若者の県外流出など社会状況の変化をはじめ、学力の伸び悩みや学習指導要領の改訂、高大接続改革など本県教育の現状、課題等を踏まえて中期的な取組方針を設定。

➤ 次期教育大綱の概要

- 対象期間：平成31年度（2019年度）から4年間
- 構成：第一編（中長期的な取組方針）、第二編（重点取組施策、数値目標）
※第二編の数値目標は、今後策定される鳥取県教育振興基本計画との整合性を図る。
- 第一編（中長期的な取組方針）
若者の県内定着・Uターン対策、少子化に伴う生徒減少、時代の変化に対応できる教育環境整備の必要性などの観点から、『「ふるさと鳥取」を支える「人財」の育成』、『時代や社会の変化に対応できる教育環境の充実』を新たに柱建てし、取組の充実・強化を図る。
 - (1) 学ぶ意欲を高める学校教育の推進 ～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～
→[新規・拡充] 県立高校の在り方検討、学力向上策の推進など
 - 【新】(2) 「ふるさと鳥取」を支える「人財」の育成 ～郷土への愛着と誇りを醸成するふるさと教育の推進～
→[新規・拡充] ふるさと教育の推進など
 - 【拡】(3) 時代や社会の変化に対応できる教育環境の充実 ～時代の変化に対応し、安全・安心に学べる教育環境づくり～
→[新規・拡充] 外国人児童生徒への教育の充実、多様な学びの機会の確保など
 - (4) 一人一人のニーズに対応した特別支援教育の充実 ～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～
→[新規・拡充] ICT等を活用した学習機会の確保など
 - (5) スポーツ・文化芸術の振興 ～スポーツ・文化芸術に親しむ環境づくり、人財育成～
→[新規・拡充] 運動部活動の在り方の検討など
- 第二編（重点取組施策、数値目標）
平成31年度予算（骨格・肉付）の状況を踏まえて検討・設定する。

➤ スケジュール（案）

- 2019年1月 総合教育会議において次期大綱（素案）を提示
- 6月 総合教育会議において次期大綱（最終案）を提示
- 7月 次期大綱の策定

【資料1-1】＜改訂素案＞鳥取県の「教育に関する大綱」（2019年度策定）

【資料1-2】鳥取県の「教育に関する大綱」の改訂素案（体系図）

〈改訂素案〉

鳥取県の「教育に関する大綱」
(2019年度策定)

2019年 月

鳥 取 県

はじめに

本県では、2012年(平成24年)3月の知事と教育委員会による「教育振興協約」の締結や、2013年(平成25年)5月の知事、教育委員会、民間委員による「教育協働会議」の設置など、教育行政に民意を反映させた本県独自の教育改革を進めてきました。

2014年(平成26年)6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、「地教行法」という。)の改正に伴い、2015年度(平成27年度)から各地方公共団体の長には、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標(めざす姿)や施策の根本となる方針を明らかにするための「教育に関する大綱」(以下、「大綱」という。)の策定が求められることになりました。

2015年(平成27年)7月、これまでの「教育振興協約」を継承していく認識のもと、「鳥取県教育振興基本計画」を基本として、本県教育の中期的な取組方針や毎年度の重点的な取組施策、指標を定めた鳥取県の大綱を策定し、毎年度PDC Aサイクルを回しながら施策の推進を図ってきました。

この度、少子化や若者の県外流出など社会状況の変化をはじめ、学力の伸び悩み、学習指導要領の改訂や高大接続改革への対応、今後の県立高校の在り方など、本県教育の現状や課題等を踏まえ、大綱の改訂を行いました。知事部局、教育委員会、学校現場及び地域が一丸となって、鳥取県の子どもたちの未来のための教育施策を効果的かつ着実に進めていきます。

第一編 2019年度から2022年度までの中期的な取組方針

1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～

全国学力・学習状況調査の結果によると、2017年度以降、複数の教科で全国平均を下回っており、子どもたちの基礎・基本の定着や学習意欲の向上、また授業以外での学習時間の確保等が課題となっています。

また、技術革新やグローバル化が進展する中、社会における新たな価値の創造を牽引できる人財、国際的視野を持ち、多様な価値観に対応できる柔軟性を備えた人財を育成する必要があります。

このため、少人数学級の実施など鳥取ならではのきめ細やかな教育を推進するとともに、地域ごとの課題に応じた学力向上対策をはじめ、エキスパート教員を活用した教員の授業力・指導力向上、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改革のさらなる推進、カリキュラムマネジメントの確立による学校教育の改善・充実など、確かな学力の定着や学ぶ意欲を高めるための取組を進めていきます。

さらに、AIやIoT等の技術革新が一層進展する未来を見据え、子どもたちのプログラミング的思考の育成やICT活用教育の推進を図るとともに、小・中・高等学校を通じた英語教育、大学入学者選抜改革への確実な対応、科学・ものづくり教育など社会の変化に対応した教育を推進します。

加えて、学習機会の充実のための土曜授業等の実施、心豊かな成長を促す読書環境づくりなど、子どもたちの学びの質の向上に取り組めます。

また、少子化の進行により、中山間地域の県立高等学校では、定員を充足しない学校もあり、将来的に学校の存続が危うくなることも考えられます。

このため、今後の県立高等学校の在り方について、分校化や学校再編、特色ある新たな学科の設置などを含め、抜本的な検討を行うとともに、すべての高等学校が学校改革を進め、生徒や保護者、地域等のニーズに応える魅力ある学校づくりに取り組み、併せて県外からの生徒の受け入れを積極的に推進します。

2 「ふるさと鳥取」を支える「人財」の育成

～郷土への愛着と誇りを醸成するふるさと教育の推進～

出生数の減少に加え、都市圏等への若者の転出超過の拡大により、2040年には本県人口は47.2万人になると推計され、また15歳未満の年少人口も2015年から2万人減の5.4万人になると見込まれています（平成30年3月公表・国立社会保障・人口問題研究所）。また、社会や地域への関心が低い子どもたちも増えており、持続可能で活力ある社会をつくるためには、地域と連携した「ふるさと鳥取」を支える「人財」の育成が急務となっています。

このため、自然、歴史文化、人物など地域の良さを学び、愛着と誇りを醸成する学習を小・中・高一貫して体系的に行うとともに、体験・探究活動を通して、子どもたちが生まれ育った地域に貢献しようとする意欲を養う「ふるさと教育」を推進していきます。

また、コミュニティ・スクールなどの取組を通して、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる体制づくりを推進するとともに、保護者への学習機会提供や相談支援体制の整備などにより家庭教育の充実を図ります。併せて、放課後子供教室や地域住民による教育支援活動など地域学校協働活動の推進、図書館・博物館などの社会教育施設の機能充実も含めた生涯学習環境の充実などにより、社会全体の教育力を高めていきます。

さらに、「生きる力」を身に付け、地域ニーズに対応できる人財の育成を目指したキャリア教育を推進するとともに、本県出身の学生に県内の魅力ある企業情報を確実に届ける取組を進めます。

3 時代や社会の変化に対応できる教育環境の充実

～時代の変化に対応し、安全・安心に学べる教育環境づくり～

いじめ、不登校、暴力行為が増加傾向にある中、発達段階や生活環境の変化などの様々な状況に応じた適切な支援が求められています。また、子どもがのびのびと学ぶためには、安全・安心な学習・生活環境を整える必要があります。

このため、学校と家庭、地域、関係機関が一丸となったいじめ防止に総合的に取り組むとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの充実や学校全体の対応力強化など不登校児童生徒への効果的な支援のほか、子どもの居場所づくり、多様な学びの機会の確保、外国人児童生徒への教育支援など、安心して学べる教育環境づくりを推進します。

また、通学路の安全対策や学校施設の質的向上に取り組むとともに、学校の防災力強化や防災教育の充実、健康教育や情報モラル教育の推進など、子どもたちの命や安全を守る取組を進めます。

併せて、教職員が子どもたち一人一人の指導に専念できる環境を整備するため、学校現場における働き方改革を進め、教職員の多忙解消・負担軽減を図ります。

加えて、政治や選挙に対する関心を高め主体的に社会に参画する力を育成する主権者教育、成人年齢引き下げを見据えた消費者教育の推進など、社会の一員としての自覚と責任を促します。

4 一人一人のニーズに対応した特別支援教育の充実 ～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

現在、県内の公立特別支援学校には、約700人の幼児児童生徒が在籍しているほか、県内の公立小・中学校の特別支援学級や通級指導教室で指導を受けている児童生徒は約2,000人に上り、特別な教育的支援を必要とする子どもたちは年々増えている状況にあります。

障がいのある子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、輝ける存在として社会でいきいきと暮らしていくためには、一人一人のニーズに対応した教育を進めていくとともに、年少期から障がいに対する県民の理解を深め、共生の心を育む地域づくりを進めていくことが重要です。

このため、障がいの早期発見と相談支援の充実を図り、幼児期から高等学校期まで切れ目ない教育を推進するとともに、在学中から学校と労働、福祉等関係機関との連携を強め、適切な就学先決定、就労支援と職場定着に取り組むほか、ICT機器等を活用した学習機会の確保や医療的ケアの必要な児童生徒への支援体制の充実など、個別の教育的ニーズに的確に応える教育環境づくりを進めます。

また、特別支援学校がその専門性を基盤として、地域の特別支援教育拠点としての役割を担えるよう、教育相談や研修機能の充実を図ります。

加えて、子どもたちへの手話普及や教職員の手話技術の向上、手話を通じた地域交流の促進など、小・中・高等学校等での手話学習の充実に取り組むとともに、県民へのろう及び手話への理解・啓発を進めます。

5 スポーツ・文化芸術の振興

～スポーツ・文化芸術に親しむ環境づくり、人財育成～

運動・スポーツは、子どもたちの体力を向上させ、豊かな心と健やかな体を育む基礎となります。本県出身の選手の世界や全国の舞台での活躍は、県民に夢や希望をもたらし、明るく豊かで活力に満ちた社会を創造します。

また、本県の先人たちが育んだ伝統と個性のある文化芸術に県民が触れ、地域への理解と絆を深めることは、郷土を愛し、豊かな人間性を持った人財の育成につながります。

このため、幼年期から楽しく体を動かす機会を確保し、運動（遊び）が日常的に定着し習慣化されるよう、ライフステージに応じた運動機会の確保・充実、必要な環境整備を図るとともに、少子化に対応した運動部活動の在り方の検討、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその後を見据えた選手の育成に取り組みます。また、障がいがある人もない人も誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。

さらに、子どもたちが多彩な文化芸術に親しむ環境づくりを進めるとともに、障がいの有無に関わらず、文化芸術活動を通していきいきと活躍できる場の充実を図るほか、子どもたちが県民の財産である文化財や伝統文化を学び、接する機会を創出するなど、次世代への継承にも取り組みます。

加えて、学校教育や県立博物館等との連携を視野に入れながら、県立美術館の整備に向けた取組を着実に進めます。

社会状況の変化

- 少子高齢化の進展と若者の転出超過**
 - ・本県の推計人口(H30.3月公表・国立社会保障・人口問題研究所)
 - 総人口:57.3万人(2015年)→47.2万人(2040年) ▲10.1万人
 - 15歳未満:7.4万人(2015年)→5.4万人(2040年) ▲2.0万人
 - ・本県における10代・20代の転出超過数の増加
 - ▲1,524人(H27) → ▲1,298人(H28) → ▲1,315人(H29)
- AIやIoT等の技術革新による高度情報化の進展**
 - ・「新しい経済政策パッケージ」(H29.12月閣議決定)では、2020年までの3年間で生産性革命・集中投資期間とし、「Society 5.0」の実現に向けた取組を推進。(未来投資戦略2018)
 - ・今後10~20年後、現在の職業の約半数がロボット等により代替可能との予測
(2013年オックスフォード大学)
- 出入国管理法の改正による在留外国人の増加**
 - ・深刻化する人手不足へ対応するため、特定産業分野(介護や建設、農業等 14業種)において一定の専門性・技能を有する外国人労働者を受入(2019年度からの5年間:最大345,150人(上限))
 - 【参考】県内在住外国人数(平成30年1月1日現在)
 - 4,329人(中国1,021人、韓国・朝鮮1,014人、ベトナム818人、フィリピン559人ほか)
 - 県内外国人児童生徒数(小・中学校)(平成30年5月1日現在) 81人

本県教育の現状・課題等

- 全国学力・学習状況調査は複数教科で全国平均を下回る**
 - ・H30年度全国平均を下回った教科 (小学校)算数A、算数B (中学校)国語B、数学B
- 子どもたちの地域や社会に対する関心が低い**
 - ・地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある(H30学テ質問紙回答)
(小学校)鳥取県46.5%、全国49.9% (中学校)鳥取県37.2%、全国38.7%
- いじめ・不登校・暴力行為の増加**
 - いじめ認知件数:594件(H28年度)→844件(H29年度) 特に小・中で増加
 - 不登校出現率(H29年度):小学校0.56<全国0.54> 中学校3.10<全国3.25> 高校1.90<全国1.51>
 - 暴力行為の発生件数:289件(H28年度)→421件(H29年度) 小・中で増加
- 国の教育改革**
 - ・「大学入学共通テスト」スタート(H32年度~。現在の高校1年生が受験)
 - ・学習指導要領改訂の全面实施(小学校H32年度、中学校H33年度、高校H34年度)
 - ※小学校では、3・4年で外国語活動、5・6年で英語教科化。プログラミング教育実施

【改訂教育大綱(案)】中期的な取組方針(5つの柱)・重点取組施策

<p>1</p> <p>学ぶ意欲を高める学校教育の推進 ~全国に誇れる学力を目指す学びの向上~</p>	<p>2</p> <p>【新】「ふるさと」鳥取を支える「人財」の育成 ~郷土への愛着と誇りを醸成するふるさと教育の推進~</p>	<p>3</p> <p>【抜】時代や社会の変化に対応できる教育環境の充実 ~時代の変化に対応、安全・安心に学ぶ教育環境づくり~</p>	<p>4</p> <p>一人一人のニーズに対応した特別支援教育の充実 ~個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供~</p>
<p>①【抜】県立高校の在り方検討</p> <p>②幼保小連携や小中高における連続性のある教育の推進</p>	<p>①学校、家庭、地域の連携・協働の推進</p> <p>②【抜】ふるさと教育の推進</p>	<p>①いじめ防止等への取組の充実</p> <p>②【抜】安心して学ぶ学校教育の推進</p>	<p>①障がい児への支援体制の充実</p> <p>②発達障がいのある児童生徒への支援の充実</p>
<p>③【抜】授業改革の推進</p> <p>④【抜】学力向上策の推進</p>	<p>③家庭教育の充実</p> <p>④社会教育の推進</p>	<p>③【抜】多様な学びの機会の確保</p> <p>④子どもが成長する安全・安心な居場所づくり</p>	<p>③【抜】医療的ケアのある児童生徒への支援体制の充実</p> <p>④特別支援教育と障がいのある子どもの理解・啓発</p>
<p>⑤高大接続改革への対応</p> <p>⑥【抜】ICT活用教育の推進</p>	<p>⑤自然体験活動等の推進</p> <p>⑥キャリア教育の充実</p>	<p>⑤【抜】電子メディア機器などの適切な使い方の教育啓蒙の推進</p> <p>⑥学校における働き方改革</p>	<p>⑤手話教育の推進</p> <p>⑥特別支援学校生徒の職場定着の推進</p>
<p>⑦教員の指導力の向上</p> <p>⑧【抜】グローバル化に対応した英語教育の推進</p>	<p>⑦県内企業情報の確実な提供</p>	<p>⑦【抜】電子メディア機器などの適切な使い方の教育啓蒙の推進</p> <p>⑧安全教育の推進</p>	<p>⑦スポーツ・文化芸術の振興</p>
<p>⑨【抜】科学への取り組み教育の推進</p> <p>⑩学ぶ意欲が高まる教育の推進</p>	<p>⑧【抜】県内企業情報の確実な提供</p>	<p>⑧【抜】主権者・消費者教育の推進</p> <p>⑨健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進</p>	<p>⑧【抜】運動部活動の充実</p>
<p>⑪土曜授業等の取組の推進</p>	<p>⑨【抜】県内企業情報の確実な提供</p>	<p>⑩健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進</p> <p>⑪健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進</p>	<p>⑨トップアスリートの育成</p>
<p>⑫【抜】ICT活用教育の推進</p>	<p>⑩【抜】県内企業情報の確実な提供</p>	<p>⑪健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進</p> <p>⑫【抜】主権者・消費者教育の推進</p>	<p>⑩文化芸術の振興</p>
<p>⑬【抜】ICT活用教育の推進</p>	<p>⑪【抜】県内企業情報の確実な提供</p>	<p>⑫【抜】主権者・消費者教育の推進</p> <p>⑬健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進</p>	<p>⑪立憲美術館の整備推進</p>
<p>⑭【抜】ICT活用教育の推進</p>	<p>⑫【抜】県内企業情報の確実な提供</p>	<p>⑬健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進</p> <p>⑭健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進</p>	<p>⑫【抜】運動部活動の充実</p>
<p>⑮【抜】ICT活用教育の推進</p>	<p>⑬【抜】県内企業情報の確実な提供</p>	<p>⑭健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進</p> <p>⑮健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進</p>	<p>⑬トップアスリートの育成</p>
<p>⑯【抜】ICT活用教育の推進</p>	<p>⑭【抜】県内企業情報の確実な提供</p>	<p>⑯健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進</p> <p>⑰健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進</p>	<p>⑭文化芸術の振興</p>
<p>⑰【抜】ICT活用教育の推進</p>	<p>⑮【抜】県内企業情報の確実な提供</p>	<p>⑰健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進</p> <p>⑱健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進</p>	<p>⑮立憲美術館の整備推進</p>

※◎印は、取組予定又は現在検討中の取組

子どもたちの学びの場づくり（不登校対策）について

平成31年1月18日

いじめ・不登校総合対策センター

1 背景・現状

- 不登校児童生徒数は、全国的にも増加の一途だが、鳥取県も不登校児童生徒数の増加は喫緊の課題である。
- 平成22年度に中学校の不登校出現率が3%を超え、学校現場と行政が不退転の決意を持って不登校問題に対応して一時的に出現率が低下したが、平成26年度以降増加。平成28年度には再び3%を超えて増加を続けている。
- 小学校においては、平成22年度以降増加が継続。平成29年度は不登校児童数、出現率ともに過去最高の数値となった。小学校の現状は、高学年だけでなく、低学年での不登校児童数の微増傾向、不登校にならないまでも、暴力行為増等、学校不適応児童も増加している。

＜平成29年度不登校児童生徒数等＞

(1) 不登校児童生徒数の推移（国公立）

国公立小・中・高等学校の合計は935人で、前年度と比較すると40人増加している。校種別に前年度と比較すると、小学校では165人で14人増加、中学校では481人で3人増加、高等学校では289人で23人の増加だった。

(2) 不登校出現率の推移（国公立）

100人当たりの出現率は、小学校が0.56で0.05の上昇、中学校が3.10で0.08の上昇、高等学校が1.90で0.17上昇した。

(3) H28→H29の出現率の増減

全国、鳥取県とも不登校の出現率は上昇しているが、全国の上昇に比べ、鳥取県の小・中学校の上昇率は抑えられている。

2 課題等

- ①早期発見・早期対応のための学校組織体制による適切な支援が必要である。
- ②毎年中学校における不登校者数の3分の1以上が新規不登校者であり、新規の不登校児童生徒を増やさない取組が必要である。
- ③近年の不登校の要因の傾向は、友人や教職員との関係等の学校に係るものだけでなく、家庭環境や個人が抱える「不安」等の心理的な要因といった様々な背景を要因としており、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援が必要である。

3 課題への対応

(1) これまでの取組

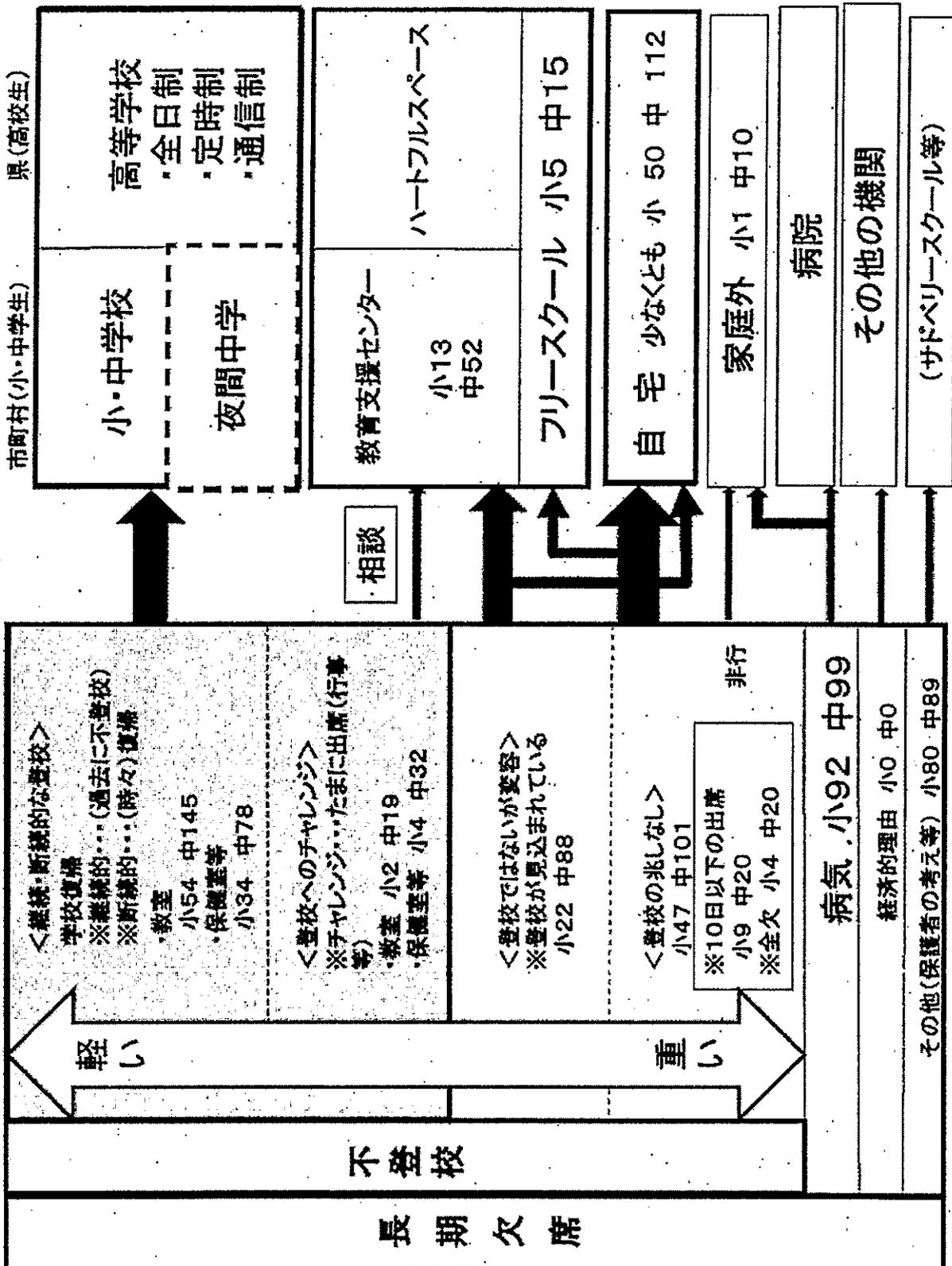
項目	取組内容
支援体制等の充実	①学校組織体制の充実（早期発見及び早期支援に重点を置いた体制づくり） <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談コーディネーターを中心に、早期から組織として気になる児童生徒を把握し検討するための少人数での会議（スクリーニング会議）や個別の事例に対応するための会議（ケース会議）を中心とした教育相談体制の充実に係る取組を進める ・アセスメントシートを活用し、課題の要因や背景に目を向けた具体的な支援を行う

	<p>②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関と連携した組織的対応 ⇒スクールカウンセラーの配置 ＜配置状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内すべての中学校への配置（各中学校区の小学校においても勤務） ・全県立学校への配置（一部、教育局配置の教育相談員による） <p>⇒スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置 ＜配置状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4つの県立高校と2つの特別支援学校に配置（必要に応じて、他校においても活動） ・18市町村で配置（平成31年度は全市町村で配置予定） <p>③不登校の実態分析をもとにした取組の推進 ・「鳥取県における不登校要因に関わる分析と対応」の活用</p> <p>④教職員の資質向上 ・「教育相談体制充実のための手引き」に基づいた指導・助言 ・「不登校減の取組」に係る研修会の開催</p>
<p>学びの場の確保</p>	<p>①市町の教育支援センター（適応指導教室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：小中学生 ・設置：県内10か所 ・役割：様々な体験活動等を通じた、学校復帰や社会的自立に向けた支援 ・教育支援センター連絡協議会の開催（平成31年2月開催予定） <p>②県教育支援センター（ハートフルスペース）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：高校生年代からおおむね20歳まで ・設置：東部、中部、西部に各1か所 ・役割：安心して過ごせる居場所の提供、社会性を身につけるような活動の提供を行うと共に、次の進路へ向けての情報提供、福祉・就労等の関係機関へのつなぎ等を行う <p>・活動内容</p> <p>(1) 来所者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> * 様々な体験活動、自主学习への支援、ソーシャルスキルトレーニング、カウンセリング等 <p>(2) アウトリーチ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> * 実態把握：高等学校を中途退学後、転編入学や就労をしていない、転編入学や就労したがやめている者を把握するための関係機関訪問等 * 訪問支援：在宅の要支援者への支援（保護者支援を含む）、関係機関との連携 <p>(3) 市町の教育支援センターとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> * 教育支援センター連絡協議会の開催 * 合同説明会の開催（中部ハートフルスペース） <p>③フリースクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：小中学生 ・設置：ガイドライン適合フリースクール数は4施設 ・役割：市町の教育支援センターへの通室が困難な不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を行う ・支援：鳥取県フリースクール連携推進事業補助金（教育・学術振興課） ・連携：教育支援センター連絡協議会の開催（フリースクールも参加）

(2) 新たな取組 (拡充を含む)

項目	取組内容
支援体制等の充実	<p>①学校組織体制の充実【再掲・拡充】 ⇒いじめ・不登校総合対策センターによる学校訪問や研修会等を通して、校内の相談・支援体制を強化し、早期発見及び早期支援につなげる。</p> <p>②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関と連携した組織的対応【再掲・拡充】 ⇒スクールカウンセラーの相談活動等を行う時間数の増 ・活動時間数の枠を増やし、より充実した相談活動を行う。</p> <p>③不登校の実態分析をもとにした取組の推進 ⇒「不登校分析シート」の活用【新規】(平成31年1月予定) ・不登校の実態を「継続数(前年度も不登校であった児童生徒数)」と「新規数(前年度は不登校でなかった児童生徒数)」に分けてその推移を見ることで、学校の成果や課題を確認し、適切な対策につなげる。</p>
学びの場の確保	<p>①県教育支援センター(ハートフルスペース)【再掲・拡充】 ⇒スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの相談活動の充実 ・効果が上がってるアウトリーチ支援を強化し、在宅の要支援者を支援する。(課題) 現在、2名体制で運営を行っているが、この体制のもとで、通室者への支援とアウトリーチ支援の両面を充実させていくことが困難 〈ハートフルスペースによる支援状況〉 (1)利用件数：H29=2263回、H30(4~10)=2134回 (2)アウトリーチ支援：H29=290回、H30(4~10)=145回</p> <p>②ICT等を活用した自宅学習支援【新規】 ・対象：小中学生 ・家庭にひきこもり学びの機会を失っている児童生徒に学習支援を行うとともに自己肯定感を育成するため、県内3箇所の県教育支援センター(ハートフルスペース)に自宅学習支援員を配置し、市町村教育委員会・在籍校・保護者と連携しながら、ICT等を活用した在宅での学習支援を行う</p>
その他	<p>①夜間中学等に係る調査研究 今年度、鳥取県教育審議会の中に夜間中学等調査研究部会を設置し、他県の事例やニーズ調査結果等を踏まえ、本県における夜間中学等に係る調査研究を行っている。</p>

不登校の状況・支援体制



鳥取県立美術館整備の取組状況について

平成 31 年 1 月 18 日
博 物 館

1 鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）

(1) 日 時 平成 30 年 1 月 20 日（火）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 場 所 鳥取県庁 特別会議室

(3) 委 員

氏 名	役 職 等
林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、基本構想検討委員会会長、アドバイザー委員会座長
衣笠 幸雄	TBSテレビ社長室顧問、前TBSサービス社長、基本構想検討委員会委員
山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前神奈川県立近代美術館館長
佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
光多 長温	都市化研究公室理事長、元鳥取大学地域学部教授、元神奈川県 PFI 事業者選定審査会委員
堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、(株)堀越英嗣 ARCHITECT 5 代表、元鳥取環境大学教授
遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長、環境学部教授（建築専門）
根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

(4) 議題

- ・ 審査会運営要綱の制定及び委員長の選任について
- ・ 鳥取県立美術館整備の検討状況について
- ・ 「未来をつくる美術館」の基本スキーム・事業者選定方法について

(5) 主な意見等

- ・ 審査会の委員長に林田英樹氏（元文化庁長官）を選任し、林田委員長から、委員の方々の専門的知見に加えて PFI 制度を十分理解しながら丁寧な審議をしていきたいとの挨拶があった。

①施設整備

- ・ 基本計画の諸室の規模について狭い箇所があると感じる。施設全体で一律の整備でなく、例えば、収蔵エリアは美術品収蔵のためのしっかりとした造りとしながらも事務エリアは一般的なレベルとするなど、各部屋によって求められる水準が異なる施設では、坪単価はエリアや諸室毎に異なるだろう。重要なのはメリハリである。民間事業者がよりコストコントロールをしやすくするには事細かに諸室毎の面積制限を設けない方が良いのではないか。
- ・ 海外の美術館では、エントランスホールやロビーでユニークベニューに取り組んでおり、美術館の特別感が演出でき美術館の顔になる場所であり、事業者が自由な形で活用できる場として、面積も含めて提案できることが必要である。
- ・ 建築は収蔵品とバランスを取る必要があり、収蔵品、展示内容、展示方法の方向性が事業者に明らかにされている方が、結果として質の高い設計が生まれやすいと考える。
- ・ 事業者からの提案に係る前提条件について、物理的な根拠に基づいたものであるならば良いが、提案を制限してしまうような前提条件を設ける重要性は低いと考える。なるべく民間事業者の創意工夫が発揮されるような枠組みとしてほしい。

②官民連携

- ・ 官民双方の協働が成功するために必要なのは細かく業務分担がされていることではなく同等の能力を持った者同志が同じ方向性を持って取り組んでいくことであると認識して

いる。

- ・「展示室」であっても、県民ギャラリーと常設展示室、企画展示室は動線や管理方法等が異なるので、部屋の機能やスタッフの配置等についても熟知された提案であることが必要であり、評価の重要な視点である。
- ・ポップカルチャーに係る展覧会をPFI事業者が主体で実施するよう見受けられるが、美術館に対する評価にも繋がる責任のある業務である以上、民間事業者の学芸的な面での能力を評価することも必要ではないか。
- ・民間との連携については、他施設での課題や状況等もよく確認しながら、上手く連携できるよう検討してほしい。

③事業者選定プロセス

- ・美術館整備で設計は重要な要素である一方、提案内容を公開プレゼンで公にする事業者への配慮も必要となる。
- ・PFI手法において公開プレゼンを実施することに問題がないか懸念があるので、事業者の声もよく聞いてほしい。

④その他

- ・鳥取の文化、鳥取らしさがどのように理解され、わかりやすく表現されているかの視点が重要となる。
- ・いろんな世代の方々が美術館に来ていただける事業展開を盛り込むべき。
- ・障がい者アートをはじめとした県の主要施策との連携も評価項目として重要である。
- ・県内産業への貢献の評価は、「地元企業等が入ることでこんないいアイデアが出た。」などの提案を評価すべき。
- ・他県の美術館において、建築の質が高くないにも関わらず成功した事例、また設計の質は高いもののコストも高いといった事例があるように思う。本事業では、そうした事例について分析もしながら検討を進めてほしい。

(6) 今後の対応

- ・民間事業者に対するマーケットサウンディングなどを行い、必要な修正などを検討した上で、事業者に公表する実施方針、要求水準書（案）について、次回の第2回審査会で議論していただき、その内容を県議会へ報告した上で、実施方針の公表を行う。
- ・31年7月頃を想定する入札公告までに審査会を複数回開催し、落札者決定基準（評価項目及び配点等）を決定していただく。

2 美術館フォーラムの開催

- | | |
|--------------|--|
| (1) 日時 | 平成30年12月15日（土）午後2時から午後4時50分まで |
| (2) 場所 | 倉吉未来中心 小ホール（参加者：約350名） |
| (3) 主催
共催 | 県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会
鳥取県、鳥取県教育委員会 |
| (4) 概要 | ①基調講演：「美術館から感性を磨く」
講師：蓑 豊 氏（兵庫県立美術館館長・金沢21世紀美術館特任館長）
②パネルディスカッション「作ろう！支えよう！みんなの県立美術館」
コーディネーター：佐伯 健二 氏（協議会応援団部会長）
パネリスト：〈高校関係〉 伊東 寛敏 氏（版画家・高校教諭）
〈大学関係〉 前田 夏樹 氏（鳥取短期大学准教授）
〈子ども親世代〉 福本 奈美 氏（介護士）
〈近隣地域住民〉 吉田 圭子 氏（株式会社ヨシダ(BYヨシダ)会長）
〈美術愛好家〉 井上 裕貴 氏（倉吉博物館協会理事、百花堂委員会副会長）
③大会アピール「作ろう！支えよう！みんなの県立美術館」
読上げ：知久馬 麻理氏（三朝温泉旅館協同組合おかみの会 会長） |

④美術館紹介パネル展示コーナー

本県の美術館整備基本計画の概要と、最近整備された国内の主な美術館7館について、コンセプトや建築デザイン等を紹介

兵庫県立美術館、神奈川県立近代美術館葉山館、金沢21世紀美術館、青森県立美術館、大分県立美術館、富山県美術館、大阪中之島美術館

※フォーラム終了後、倉吉市、三朝町ほか中部地区を中心に巡回展示。

(5) 主な発言内容

①基調講演：「美術館から感性を磨く」

- ・金沢21世紀美術館や兵庫県立美術館での取り組みや海外の美術館や地域での取組等を紹介しながら、国内外の倉吉市と同規模の街でも「美術館が街を変えていく、街が元気になる」事例や、「美術館で子どもたちの感性を磨く」ことによる学力向上への効果があったことなどを紹介された。
- ・建築も大切な要素であり、恭しく敷居の高い美術館ではなく、気軽に立ち寄れる公共の広場のような美術館をつくってほしい。
- ・思いを持って動かすのは人であり、10年後の未来を見据えビジョンを持ち動けば成功する。
- ・開館までに「わくわくドキドキさせる仕掛け」をやり続けることが大事。人を集めるためのボランティアや資金集めは、開館してからでは遅い。

②パネルディスカッション：「作ろう！支えよう！みんなの県立美術館」

- ・「県民みんなの美術館」づくりに向けて、特に地元中部地区の住民が、どのように「自分事」として主体的に関わり支えていくのか。
- ・美術館に絡めた自主的な活動を勝手にやっていたいいものかと悩んでいた。
- ・学生に美術館のことを知ってもらうため、短大でカウントダウンボードづくりなど学生と盛り上げていきたい。
- ・自分が役に立てることを無理せず楽しくやっていきたい。

※当日参加者にボランティア募集が行われ、30名近くの参加意向が寄せられた。

③大会アピール：「作ろう！支えよう！みんなの県立美術館」

美術館は格式高いものという固定概念があるが、日常的に普段から楽しみながら利活用できることを望む。自分たちが望む美術館をつくりあげていくためには、県民が知りたい、関わりたいと思う動機づくり、自分たち自身の感性を磨いていくことが必要。

2024年度開館の県立美術館について、子どもから大人まであらゆる人が関わり、つくり上げていくこと、互いを尊重し楽しんで利活用し支えていくことを確認し、大会アピールとする。

3 今後のスケジュール (案)

